

吉野川市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

吉野川市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）は、包括的な連携・協力を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、健康増進及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するために、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- （1）市民の健康増進に関する事項
- （2）スポーツの振興に関する事項
- （3）熱中症予防に関する事項
- （4）防災に関する事項

（5）その他、目的を達成するために両当事者が必要と判断し、合意した事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については、甲乙協議のうえ、取組ごとに決定するものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した秘密情報について、第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了後も、前項に規定する義務を負う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の前月末日までに甲又は乙のいずれからも書面により本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、さらに1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、解除日の1月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定の解除ができるものとする。

（協定内容の変更）

第5条 甲及び乙いずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- （2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- （3）その他前2号に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項が生じたとき又は本協定に関して疑義等が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年7月15日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1
吉野川市
吉野川市長

原井敬 

乙 徳島県徳島市川内町平石夷野224番地18
大塚製薬株式会社 徳島支店

支店長

太期一郎 